

令和6年度 呉市地域防災計画の修正

(共通編・風水害編・震災編)

【新旧対照表】

広島県地域防災計画の修正（R6.5）に伴う修正

凡 例

- **××編 【●-●-●】** : 該当する編, ページ
※ 広島県地域防災計画における該当ページは省略
- _____, **□** : 修正箇所
- **県修正△△** : 別添「資料1 / 広島県地域防災計画・広島県水防計画の修正の修正（概要）」と連動

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画														
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等												
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 地震被害軽減のための基本的な施策</p> <p>ウ 避難者への対応</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 被災者の住宅確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>建設型仮設住宅</u>に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ <u>借上型仮設住宅</u>の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。 	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 地震被害軽減のための基本的な施策</p> <p>ウ 避難者への対応</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 被災者の住宅確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>建設型応急住宅</u>に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ <u>賃貸型応急住宅</u>の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。 	<p>共通編 総則 【総-1-3】</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針</p> <p>【迅速かつ円滑な災害応急対策】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急段階に施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、<u>応急仮設住宅等</u>の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(6)～(11) (略)</p>	<p>共通編 総則 【総-1-3】</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針</p> <p>【迅速かつ円滑な災害応急対策】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急段階に施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、<u>建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅</u>の提供、広域的避難収容活動を行う。</p> <p>(6)～(11) (略)</p>	<p>県修正 01</p> <p>【理由】</p> <p>用語の変更（応急仮設住宅→建設型応急住宅・賃貸型応急住宅）に伴う修正</p>												
		<p>共通編 災害予防編 【予-1-3】</p> <p>第1節 方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民と市との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民と市の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td> …… ○ライフライン復旧体制の整備 ○<u>応急仮設住宅</u>の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 …… </td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民	市	その他		…… ○ライフライン復旧体制の整備 ○ <u>応急仮設住宅</u> の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 ……	<p>共通編 災害予防編 【予-1-3】</p> <p>第1節 方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民と市との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市民と市の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td> …… ○ライフライン復旧体制の整備 ○<u>建設型応急住宅</u>の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 …… </td> </tr> </tbody> </table>	区分	市民	市	その他		…… ○ライフライン復旧体制の整備 ○ <u>建設型応急住宅</u> の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 ……	
区分	市民	市														
その他		…… ○ライフライン復旧体制の整備 ○ <u>応急仮設住宅</u> の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 ……														
区分	市民	市														
その他		…… ○ライフライン復旧体制の整備 ○ <u>建設型応急住宅</u> の設置場所の適地選定 ○罹災証明の発行体制の整備 ……														

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
		<p>共通編 災害予防編 【予-6-6】</p> <p>第6節 情報管理・広報体制の整備 第5 広報体制の整備 1 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次被害の防止を中心に広報活動を実施する。 また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、<u>応急仮設住宅</u>として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 (4) (略)</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-6-6】</p> <p>第6節 情報管理・広報体制の整備 第5 広報体制の整備 1 市民等への的確な情報伝達体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次被害の防止を中心に広報活動を実施する。 また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、<u>賃貸型応急住宅</u>として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。 (4) (略)</p>	
		<p>共通編 災害予防編 【予-7-15】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第1・第2 (略) 第3 広域一時滞在に係る整備 市は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、避難所や<u>応急仮設住宅</u>への収容等が可能となるよう、避難先自治体等との広域的一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-15】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第1・第2 (略) 第3 広域一時滞在に係る整備 市は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、避難所や<u>賃貸型応急住宅</u>への収容等が可能となるよう、避難先自治体等との広域的一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第4節 防災都市づくりに関する計画 1～4 (略) 5 防災性の高い都市構造の形成 (1) 防災上重要な公共施設等の整備</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第4節 防災都市づくりに関する計画 1～4 (略) 5 防災性の高い都市構造の形成 (1) 防災上重要な公共施設等の整備</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-4-1】</p> <p>第4節 都市構造の防災化 地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、防災的な土地利用の推進、都市の不燃化の推進、防災空間の確保などの整備事業</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-4-1】</p> <p>第4節 都市構造の防災化 地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくり<u>の</u><u>ため</u>、防災的な土地利用<u>を</u>、都市の不燃化<u>を</u>、防災空間の確保などの整備事業</p>	<p>県修正 02</p> <p>【理由】 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>(3) 通信機能の整備関係 ア～キ（略） ク 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から<u>操作方法等の訓練を実施するものとする。</u></p>	<p>(3) 通信機能の整備関係 ア～キ（略） ク 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から<u>定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。</u></p>	(新設)	(16) 保有する通信機能については、定期的に確認及び訓練等を実施し、平常時から関係機関と連携体制を構築	<p>県修正 04</p> <p>【理由】 県計画に、通信機能の定期的な訓練が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 通信機能の定期的な確認及び訓練について追加する。</p>
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 1～6（略） 7 避難の受入れ・情報提供活動の備え (1)～(5)（略） <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 1～6（略） 7 避難の受入れ・情報提供活動の備え (1)～(5)（略） <u>(6) 被災者支援等対策</u> <u>市町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市町が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。</u></p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-9】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 1～2（略） 3 避難誘導體制の整備 (1)～(7)（略） <u>(新設)</u></p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-9】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第5 避難体制の整備 1～2（略） 3 避難誘導體制の整備 (1)～(7)（略） <u>(8) 被災者支援等対策</u> <u>市（福祉保健部）は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p>	<p>県修正 05</p> <p>【理由】 内閣府の「災害ケースマネジメントの手引き」（令和4年）策定により、災害ケースマネジメントが県計画に追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 災害ケースマネジメントの担当部局を福祉保健部とし、仕組み等の整備に努める旨を追加する。</p>
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画 1～4（略） 5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができる</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画 1～4（略） 5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載） 県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができる</p>	<p>共通編 災害復旧・復興編 【復-2-1】</p> <p>第2節 生活再建等支援対策の実施 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、</p>	<p>共通編 災害復旧・復興編 【復-2-1】</p> <p>第2節 生活再建等支援対策の実施 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケ</u></p>	<p>県修正 05</p> <p>【理由】 前項に同じ。</p> <p>【内容等】 被災者の生活再建支援の仕組みの中に、災害ケースマネジメントを追加</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>よう、 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>よう、<u>災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p> 見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>ースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>する。</p>
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 画 1～6 （略） 7 指定避難所等の整備 (1) 市町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。 ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備 イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>通信機器等</u> (2)・(3) （略） (4) 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 画 1～6 （略） 7 指定避難所等の整備 (1) 市町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。 ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備 イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備、通信機器等</u> (2)・(3) （略） (4) 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-11】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第1 （略） 第2 避難体制の整備 4 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～ウ （略） エ 避難所設備の充実 必要に応じて冷暖房設備、<u>シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ等の整備、電力容量の拡大に努めるとともに、災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により設備・機器等の調達を行う。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 オ・カ （略） キ 専門家等との情報交換 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>共通編 災害予防編 【予-7-11】</p> <p>第7節 避難体制の整備 第1 （略） 第2 避難体制の整備 4 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア～ウ （略） エ 避難所設備の充実 必要に応じて冷暖房設備、<u>ガス設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ等の整備、電力容量の拡大に努めるとともに、災害時には災害協定に基づく関係団体への協力要請により設備・機器等の調達を行う。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 オ・カ （略） キ 専門家等との情報交換 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。 <u>ク 地域人材の確保・育成</u> 市及び各避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災</p>	<p>県修正 06 【理由】 県計画に、指定避難所の設備として「ガス設備」が追記されたことに伴う修正 【内容等】 避難所設備の充実として「ガス設備」を追加する。 県修正 07 【理由】 県計画に、市町等における地域人材の確保、育成が追記されたことに伴う修正 【内容等】 「専門家等との情報交換」の次に「地域人材の確保・育成」の項を設け、追加する。 呉市は、地域人材の確保・育成の</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
		ク（略）	リーダー等）の確保，育成に努めるものとする。 ケ（略）	ため，「防災リーダー」の育成・充実強化を実施している。
第3章の1 災害応急対策（基本編） 第8節 避難生活および情報提供活動 第1項 避難対策計画 1～3（略） 4 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては，市町，自主防災組織，ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし，相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に，市町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど，発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また，町内会や自主防災組織等と協力し，施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するとともに， <u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u>	第3章の1 災害応急対策（基本編） 第8節 避難生活および情報提供活動 第1項 避難対策計画 1～3（略） 4 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては，市町，自主防災組織，ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし，相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に，市町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど，発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また，町内会や自主防災組織等と協力し，施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援する <u>ものとする。</u> この際， <u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど，地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	共通編 災害予防編 【予-7-13】 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 1～4（略） 5 避難所の管理運営体制の整備 (1)（略） (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には，担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし，自主防災組織等とも連携して，円滑な避難所の運営に努める。 また，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するとともに， <u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u>	共通編 災害予防編 【予-7-13】 第7節 避難体制の整備 第2 避難体制の整備 1～4（略） 5 避難所の管理運営体制の整備 (1)（略） (2) 避難所配置職員等の配置 避難所の開設が必要となった場合には，担当課等は速やかに市職員を配置するなど必要な措置を講じるものとし，自主防災組織， <u>NPO，ボランティア団体，その他防災関係機関職員等とも</u> 連携して，円滑な避難所の運営に努める。 また，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援する <u>ものとする。</u> この際， <u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災リーダー等）に対して協力を求めるなど，地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>	県修正 07 【理由】 県計画の避難所の管理運営に，地域人材の活用が追記されたことに伴う修正 【内容等】 避難所運営に当たっては，NPO，ボランティア団体その他防災関係機関職員等との連携に加え，避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災リーダー等）に対して協力を求める旨を災害予防編に追加する。
第2章 災害予防計画 第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 1～4（略） 5 避難計画の作成等 (1)～(2)（略）	第2章 災害予防計画 第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 1～4（略） 5 避難計画の作成等 (1)～(2)（略）	風水害応急対策編 【風-6-2】 震災応急対策編 【震-6-2】 第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所の開設等 (1)・(2)（略）	風水害応急対策編 【風-6-2】 震災応急対策編 【震-6-2】 第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所の開設等 (1)・(2)（略）	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>(3) 指定緊急避難場所の指定・周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所の指定・周知</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 福祉避難所</p> <p>a (略)</p> <p>b 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>(3) 指定緊急避難場所の指定・周知</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所の指定・周知</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 福祉避難所</p> <p>a (略)</p> <p>b 市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>(3) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>更に、指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備や_____スペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、<u>避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の_____確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。</u></p> <p><u>(4) 指定避難所の管理運営</u></p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、_____ボランティア団体、<u>その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。</u></p> <p>特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や</p>	<p>(3) 避難行動要支援者の避難等</p> <p>市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p><u>避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者の円滑な利用</u></p> <p>_____指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備や福祉スペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、_____宿泊施設の借上げ_____等、<u>被災者の多様な生活拠点の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。特に、要配慮者を福祉避難所に滞在させる場合に備え、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p><u>(5) 指定避難所の管理運営</u></p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、<u>NPO、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。</u></p> <p>特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や</p>	<p>県修正 08</p> <p>【理由】 県計画に、要配慮者等への多様な情報伝達手段の確保及び避難所の管理運営に地域人材の活用が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 要配慮者及び福祉避難所の施設管理者に対して、多様な情報伝達手段の確保に努める旨を追加する。</p> <p>併せて、避難行動要支援者と要配慮者の記載を分離し、整理する。</p> <p>また、避難所運営に当たっては、NPO、ボランティア団体その他防災機関職員等との連携に加え、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材（防災リーダー等）に対して協力を求める旨を追加する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
		<p>指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。</p> <p>また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、<u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。</p> <p>また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する<u>ものとする。</u> <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p>	
		<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-6-6, 7】</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指定避難所の開設</p> <p>ア 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、<u>ボランティア団体</u>その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。</p> <p>特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。</p> <p>また、自治会や自主防災組織等と協力し、円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、<u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u></p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画 【南-6-6, 7】</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 津波避難対策</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 指定避難所の開設</p> <p>ア 指定避難所の管理運営</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、<u>NPO</u>、<u>ボランティア団体</u>その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。</p> <p>特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。</p> <p>また、自治会や自主防災組織等と協力し、円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p>	<p>県修正 07</p> <p>【理由】 県計画の避難所の管理運営に、地域人材の活用が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 避難所運営に当たっては、NPO、ボランティア団体その他防災関係機関等との連携に加え、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)に対して協力を求める旨を南海トラフ地震防災推進計画に追加する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急，医療，消化活動への備え</p> <p>(1) 医療，救護活動関係</p> <p>ア 連携体制</p> <p>市町及び県は，地震災害の発生に備え，平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに，災害時を想定した情報の連携，整理及び分析等の保健医療____活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また，県は，医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市町等から要請がある場合に備え，関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。</p> <p>さらに，今後の災害発生に備えるため，災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図り，資質の維持向上を図るための継続的な研修等を実施するとともに，被災都道府県から要請があった場合には，被災地方公共団体の保健医療____調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため，災害時健康危機管理支援チームによる応援派遣の検討を図るものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急，医療，消化活動への備え</p> <p>(1) 医療，救護活動関係</p> <p>ア 連携体制</p> <p>市町及び県は，地震災害の発生に備え，平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに，災害時を想定した情報の連携，整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また，県は，医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市町等から要請がある場合に備え，関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。</p> <p>さらに，今後の災害発生に備えるため，災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図り，資質の維持向上を図るための継続的な研修等を実施するとともに，被災都道府県から要請があった場合には，被災地方公共団体の保健医療<u>福祉</u>調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため，災害時健康危機管理支援チームによる応援派遣の検討を図るものとする。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-9-1～2】</p> <p>第9節 医療，防疫・保健衛生体制の整備</p> <p>市は，災害の発生に備え，平常時から災害医療関係機関等との連携体制を確保するとともに，災害時を想定した情報の連携，整理及び分析等の保健医療____活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するために必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成等，市民が医療の途を失った場合に応急的に医療・助産を実施する体制の整備を推進する。なお，市域内において，震度6弱以上の地震又はこれに準じる地震による大規模災害が発生した場合や局所的な災害で多数の傷病者が発生した場合には，「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき関係機関（県，市，医療機関，医師会，消防機関，警察，日本赤十字社等）が連携して迅速かつ適切な医療救護活動体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-9-1～2】</p> <p>第9節 医療，防疫・保健衛生体制の整備</p> <p>市は，災害の発生に備え，平常時から災害医療関係機関等との連携体制を確保するとともに，災害時を想定した情報の連携，整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するために必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成等，市民が医療の途を失った場合に応急的に医療・助産を実施する体制の整備を推進する。なお，市域内において，震度6弱以上の地震又はこれに準じる地震による大規模災害が発生した場合や局所的な災害で多数の傷病者が発生した場合には，「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき関係機関（県，市，医療機関，医師会，消防機関，警察，日本赤十字社等）が連携して迅速かつ適切な医療救護活動体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>県修正 09</p> <p>【理由】 県計画の「保健医療活動」が「保健医療福祉活動」に変更されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 被災地においては保健・医療・福祉の諸活動が連携して実施されるため，同様に修正する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>第1項（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 災害時における実施責任者及び実施内容</p> <p>【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ，保健医療___活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療___調整本部」）を設置し， _____ _____ _____ _____保健医療活動チームの派遣調整，医療救護活動に関する情報の連携，整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに，必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。</p> <p>また，その調整に当たっては，被災地の保健医療ニーズの把握，保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター_____及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。</p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>【第IIステージ（被災地の医療機関，避難所の支援）】</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 大規模災害発生時には，保健医療___活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療___調整本部」）を設置し，保健医療活動チームの派遣調整，医療救護活動に関する情報の連携，整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに，必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。</p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>第1項（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 災害時における実施責任者及び実施内容</p> <p>【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ，保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置するとともに，<u>保健医療福祉調整本部長が必要と認められた場合に，被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し，保健医療活動チームの派遣調整，医療救護活動に関する情報の連携，整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに，必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。</u></p> <p>また，その調整に当たっては，被災地の保健医療ニーズの把握，保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター，<u>災害薬事コーディネーター</u>及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。</p> <p>(2)～(10)（略）</p> <p>【第IIステージ（被災地の医療機関，避難所の支援）】</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 大規模災害発生時には，保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し，保健医療活動チームの派遣調整，医療救護活動に関する情報の連携，整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに，必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。</p>	<p>風水害応急対策編 【風-4-3】</p> <p>震災応急対策編 【震-4-3】</p> <p>第4節 救助・救急，医療救護及び消火活動</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療・救護計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市は，災害の種類及び程度により，「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき市医師会，安芸地区医師会には医療救護班，市歯科医師会及び安芸歯科医師会には歯科医療救護班，市薬剤師会には薬剤師医療救護班の出動をそれぞれ要請し，災害の程度に即応した医療救護を行う。</p> <p>また，災害対策本部設置時等において，災害・被災情報を収集・提供し， _____災害時の医療救護活動を円滑に行うため，県を通じ市医師会に対して呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーター（保健所又は市における保健医療___活動の調整役）及び災害時小児周産期リエゾン等の派遣を_____要請する。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3 医療救護班等の編成及び救護所の開設</p> <p>(1) 医療救護班等の編成</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については，地域災害医療コーディネーター又は県災害医療コーディネーター（県全体における保健医療___活動の調整役）の連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。</p>	<p>風水害応急対策編 【風-4-3】</p> <p>震災応急対策編 【震-4-3】</p> <p>第4節 救助・救急，医療救護及び消火活動</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療・救護計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 市は，災害の種類及び程度により，「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき市医師会，安芸地区医師会には医療救護班，市歯科医師会及び安芸歯科医師会には歯科医療救護班，市薬剤師会には薬剤師医療救護班の出動をそれぞれ要請し，災害の程度に即応した医療救護を行う。</p> <p>また，災害対策本部設置時等において，災害・被災情報を収集・提供し，<u>県の保健医療福祉調整本部と連携して，災害時の医療救護活動を円滑に行うため，県を通じ市医師会に対して呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーター（保健所又は市における保健医療福祉活動の調整役）及び災害時小児周産期リエゾン等の派遣を，市薬剤師会に対して災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3 医療救護班等の編成及び救護所の開設</p> <p>(1) 医療救護班等の編成</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については，地域災害医療コーディネーター又は県災害医療コーディネーター（県全体における保健医療<u>福祉</u>活動の調整役）の連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。</p>	<p>県修正 10</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に，保健医療福祉調整本部に災害薬事コーディネーターの配置が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】</p> <p>関係団体から市災害対策本部への災害薬事コーディネーターの派遣を追加する。</p> <p>また，市に派遣されるコーディネーター等が県の保健医療福祉調整本部と連携する旨を追加する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター_____及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 広島県医師会</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療____調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>4 医療救護等の活動内容</p> <p>(1) 医療救護</p> <p>【基本原則】</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」_____を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。</p> <p>ウ 県災害対策本部（県保健医療____調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。</p>	<p>また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、<u>災害薬事コーディネーター</u>及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 広島県医師会</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療<u>福祉</u>調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながら JMAT による支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>4 医療救護等の活動内容</p> <p>(1) 医療救護</p> <p>【基本原則】</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」<u>や「災害薬事コーディネーター」</u>を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。</p> <p>ウ 県災害対策本部（県保健医療<u>福祉</u>調整本部）には、必要に応じて県内の統括 DMAT、DMAT 隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括 DMAT 等が参画し、情報収集や DMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-9-1】</p> <p>第9節 医療、防疫・保健衛生体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部、消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関における患者の受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、災害対策本部、消防を含めた関係機関は、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行われるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める。</p> <p>また、大規模災害等が発生し、災害対策本部等が設置された場合は、情報交換や災害応急対策を協議するため、関係機関は同本部に地域災害医療コーディネーター_____及び災害時小児周産期リエゾン等を派遣する体制を整備する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 保健医療____活動体制の整備</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-9-1】</p> <p>第9節 医療、防疫・保健衛生体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部、消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関における患者の受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、災害対策本部、消防を含めた関係機関は、「広島県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行われるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める。</p> <p>また、大規模災害等が発生し、災害対策本部等が設置された場合は、情報交換や災害応急対策を協議するため、関係機関は同本部に地域災害医療コーディネーター、<u>災害薬事コーディネーター</u>及び災害時小児周産期リエゾン等を派遣する体制を整備する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 保健医療<u>福祉</u>活動体制の整備</p>	
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第11節 応急復旧、二次災害防止活動</p> <p>第1項～第3項 (略)</p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第11節 応急復旧、二次災害防止活動</p> <p>第1項～第3項 (略)</p>	<p>共通編 災害予防編【予-13-3】</p> <p>第13節 災害廃棄物等の処理体制の整備</p>	<p>共通編 災害予防編【予-13-3】</p> <p>第13節 災害廃棄物等の処理体制の整備</p>	<p>県修正 11</p> <p>【理由】</p> <p>県計画に、市町災</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>第4項 廃棄物処理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や_____、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p>	<p>第4項 廃棄物処理計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町災害廃棄物処理計画</p> <p>市町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や<u>周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項</u>、市町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画</p> <p>市は、「呉市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行う。</p> <p>計画では、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や_____市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データ等基本的な事項を整理しており、実際に災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理について具体的な事項を示した「災害廃棄物処理実行計画」を策定して対応する。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(1) 市災害廃棄物処理計画</p> <p>市は、「呉市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行う。</p> <p>計画では、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、<u>周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項</u>、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データ等基本的な事項を整理しており、実際に災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理について具体的な事項を示した「災害廃棄物処理実行計画」を策定して対応する。</p>	<p>害廃棄物処理計画において周辺公共団体等との連携について記載すべきことが追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 廃棄物処理計画に周辺地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項を追記する旨を追加する。</p>
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1 方針(略)</p> <p>2 防災教育</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 実務内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県民等に対する防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。</p> <p>また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1 方針(略)</p> <p>2 防災教育</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 実務内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県民等に対する防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。</p> <p>また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-16-1】</p> <p>第16節 防災教育</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。</p> <p>また、まちづくりセンターや呉市防災センター、定期的な防災訓練を活用するなどして、自治会、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>市は、学校における消防団員・防災リーダー等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-16-1】</p> <p>第16節 防災教育</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。</p> <p>また、まちづくりセンターや呉市防災センター、定期的な防災訓練を活用するなどして、自治会、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>市は、学校における消防団員・防災リーダー等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努</p>	<p>県修正 12</p> <p>【理由】 県計画に、大規模災害の教訓や災害文化の継承が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 市では、「呉市復興ミュージアム」を①展示パネル②映像資料③説明板④復興ウェブサイト⑤災害記録誌の5事業で構成し、市民の防災意識の向上に取り組む旨を追記する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>めるものとする。</p> <p><u>国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>努めるものとする。</p> <p><u>市は、国、県が収集・整理した大規模災害の教訓や各種資料を活用するとともに、広く市民に閲覧されるよう広報する。また、災害の経験を教訓として次世代に継承するため、「呉市復興ミュージアム」として、展示パネル、映像資料、説明板などでの情報発信により、市民の防災意識向上に取り組む。</u></p>	
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 第5節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ～キ (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第5節 第5節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する。相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>エ～ク (略)</p>	<p>共通編 災害予防編 【予-17-1】</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>共通編 災害予防編 【予-17-1】</p> <p>第17節 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 市社会福祉協議会は、市と協議して災害時に設置・運営する災害ボランティアセンターに関して役割分担等を定める「くれ災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備する。</u></p>	<p>県修正 13</p> <p>【理由】 県計画に、災害ボランティアセンターの運営、設置予定場所の明記について追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 市と市社会福祉協議会等の役割分担を定めた「くれ災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の整備について災害予防編に追加する。 同マニュアルは令和元年に作成済みである。</p>
		<p>風水害応急対策編 【風-10-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-10-1】</p> <p>第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画</p> <p>1 <u>くれ災害ボランティアセンターの設置</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風-10-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-10-1】</p> <p>第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画</p> <p>1 <u>くれ災害ボランティアセンターの設置</u></p>	<p>県修正 13</p> <p>【理由】 前項と同じ。</p> <p>【内容等】</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
		(1)・(2) (略) <u>(新設)</u>	(1)・(2) (略) <u>(3) くれ災害ボランティアセンターの設置場所</u> <u>くれ協働センター（呉市中央4丁目1-6（呉市役所1階））に設置する。</u> <u>ただし、被害が広範囲にわたらず、局地的に集中する災害が発生した場合は、該当地域の市民センター等へくれ災害ボランティアセンターを設置する。また、被害が広範囲にわたり、複数の活動拠点が必要な場合は、該当地域の市民センター等にくれ災害ボランティアセンターの出張所的な役割を担うサテライトを設置する。</u>	くれ災害ボランティアセンターの設置場所を各応急対策編に追加する。 (くれ災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルから転用)
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	共通編 災害予防編【予-19-3~5】	共通編 災害予防編【予-19-3~5】	県修正 14
第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 1~3 (略) 4 在宅の避難行動要支援者対策 (1)~(4) (略) (5) 避難行動要支援者名簿 ア・イ (略) <u>(新設)</u>	第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 1~3 (略) 4 在宅の避難行動要支援者対策 (1)~(4) (略) (5) 避難行動要支援者名簿 ア・イ (略) <u>ウ 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。</u>	第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 1・2 (略) 3 地域における対策 (1) 避難行動要支援者の支援体制の整備 ア 避難支援制度の策定 イ 避難行動要支援者名簿の作成 (ア)~(イ) (略) (ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 市は、避難行動要支援者の把握に努め、次により更新を行い、避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎に被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 1・2 (略) 3 地域における対策 (1) 避難行動要支援者の支援体制の整備 ア 避難支援制度の策定 イ 避難行動要支援者名簿の作成 (ア)~(イ) (略) (ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 市は、避難行動要支援者の把握に努め、次により更新を行い、避難行動要支援者名簿情報（以下「名簿情報」という。）を最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎に被害等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>また、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。</u>	【理由】 県計画に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成におけるデジタル技術の活用が追加されたことに伴う修正 【内容等】 被災者支援業務の迅速化等を図るため、デジタル技術の活用を積極的に検討する旨を追加する。
ウ (略) (6) 個別避難計画 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担	エ (略) (6) 個別避難計画 ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担	ウ・エ (略)	ウ・エ (略)	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
	<p>に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>			
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第2節 災害発生直前の応急対策 第1項から第1項の2（略） 第2項 気象警報等の伝達に関する計画 1（略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(8)（略） (9) 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路</p> <p>（図表中） NHK広島放送局 <u>放送部</u></p> <p>中国電力(株)西部水力 <u>センター東広島土木課</u></p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第2節 災害発生直前の応急対策 第1項から第1項の2（略） 第2項 気象警報等の伝達に関する計画 1（略） 2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達 (1)～(8)（略） (9) 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路</p> <p>（図表中） NHK広島放送局 <u>コンテンツセンター（取材）</u></p> <p>中国電力ネットワーク(株) <u>呉ネットワークセンター</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風－2－14】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1（略） 第2 気象予報警報等の収集と伝達</p> <p>(1) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達 ア・イ（略） ウ 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路</p> <p>（図表中） NHK広島放送局 <u>放送部</u></p> <p>中国電力(株)西部水力 <u>センター東広島土木課</u></p>	<p>風水害応急対策 【風－2－14】</p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1（略） 第2 気象予報警報等の収集と伝達</p> <p>(1) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達 ア・イ（略） ウ 水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路</p> <p>（図表中） NHK広島放送局 <u>コンテンツセンター（取材）</u></p> <p>中国電力ネットワーク(株) <u>呉ネットワークセンター</u></p>	<p>県修正17</p> <p>【理由等】 指定地方公共機関の組織改編等に伴う名称の変更</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第4節 ヘリコプターの災害応急対策 1～5 （略）</p> <p>6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航 (1) （略）</p> <p>(2) 県内市町からの支援要請</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 要請方法 県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。 （新設）</p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第4節 ヘリコプターの災害応急対策 1～5 （略）</p> <p>6 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航 (1) （略）</p> <p>(2) 県内市町からの支援要請</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 要請方法 県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。 （7）通常災害時</p>	<p>風水害応急対策編 【風-3-3, 4】</p> <p>震災応急対策編 【震-3-3, 4】</p> <p>第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む)</p> <p>第1 広域相互応援計画 1・2 （略）</p> <p>3 消防における相互応援協力 (1) （略）</p> <p>(2) 広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づく応援</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 要請方法 県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。 （新設）</p>	<p>風水害応急対策編 【風-3-3, 4】</p> <p>震災応急対策編 【震-3-3, 4】</p> <p>第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む)</p> <p>第1 広域相互応援計画 1・2 （略）</p> <p>3 消防における相互応援協力 (1) （略）</p> <p>(2) 広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づく応援</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 要請方法 県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。 （7）通常災害時</p>	<p>県修正 18</p> <p>【理由等】 県計画で、ヘリコプター支援要請方法が、通常災害時と大規模災害時に区分されたことに伴う修正</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター</p> <hr/> <p>_____ 県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）</u>」等に基づいて応援要請する。</p> <p>_____ また、<u>県は「緊急消防援助隊運用要綱に」</u>等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。</p>	<p>(1) 大規模災害時</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター</p> <p>_____ 県は、「<u>中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成23年3月1日締結）</u>」、「<u>広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和2年9月11日締結）</u>」に基づき、<u>関係県知事</u>に対し、<u>応援要請する。</u></p> <p>_____ また、<u>県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」</u> _____ 「<u>緊急消防援助隊運用要綱</u>」等に基づき、<u>消防庁長官</u>に対し、<u>応援要請する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援協定に基づく応援</p> <p>ア 消防長は、市域内において大規模特殊災害が発生し、<u>県及び広島市のヘリコプターに加えて、他の都道府県又は市町村のヘリコプターの要請が必要となった場合には、消防組織法第44条の規定に基づき他の都道府県又は市町村に対し、ヘリコプターを要請する。</u></p> <p>_____ なお、ヘリコプターの要請を行うときは、<u>県防災航空センターに調整を依頼する。</u></p>	<p>(1) 大規模災害時</p> <p>(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援協定に基づく応援</p> <p>ア 消防長は、市域内において大規模特殊災害が発生し、<u>県及び広島市のヘリコプターに加え、他の都道府県又は市町村のヘリコプターの要請が必要となった場合には、市長に報告の上、その指示に従い、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、県知事に対して広域航空消防応援を要請する。</u></p>	<p>県修正 19</p> <p>【理由】</p> <p>_____ 県計画で、広域航空消防応援等に係る根拠が整理されたことに伴う修正</p> <p>【内容】</p> <p>_____ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づく記述に修正した。</p>
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第8節 避難生活及び情報提供活動</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 災害広報・被災者相談計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>ア 広報責任者</p> <p>_____ 各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、各防災関係機関が定め</p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第8節 避難生活及び情報提供活動</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 災害広報・被災者相談計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>ア 広報責任者</p> <p>_____ 各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、各防災関係機関が定め</p>	<p>風水害応急対策編 【風-6-7】</p> <p>震災応急対策編 【震-6-7】</p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害広報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災関係機関による災害広報</p> <p>_____ 防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画等に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、<u>市及び</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風-6-7】</p> <p>震災応急対策編 【震-6-7】</p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害広報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災関係機関による災害広報</p> <p>_____ 防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画等に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、<u>報道</u></p>	<p>県修正 20</p> <p>【理由】</p> <p>_____ 県計画に、避難者等に役立つ情報を提供することが追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】</p> <p>_____ 各防災関係機関は避難者のニーズを把握し、連携して、</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>る広報手続きにより，広報活動を実施する。_____ _____ _____</p> <p>県は，災害対策本部を設置した場合において，関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は，県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。</p> <p>ただし，急を要する広報については，直接各放送機関に対して広報事項を示して，放送の要請を行う。</p> <p>イ・ウ（略） (2)（略）</p>	<p>る広報手続きにより，広報活動を実施する。<u>その際，避難者のニーズを十分把握するとともに，相互に連絡をとりあい，放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで，避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u></p> <p>県は，災害対策本部を設置した場合において，関係機関から得た情報を県民に周知させる必要があると認めた場合は，県政記者クラブを通じて広報活動を実施する。</p> <p>ただし，急を要する広報については，直接各放送機関に対して広報事項を示して，放送の要請を行う。</p> <p>イ・ウ（略） (2)（略）</p>	<p>報道機関に広報の実施を要請する。 _____ _____ _____</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>機関に広報の実施を要請する。 <u>その際，避難者のニーズを十分把握し，相互に連絡をとりあい，放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで，避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>避難者等に役立つ情報を提供できるように追記する。</p>
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第8節 避難生活及び情報提供活動</p> <p>第1項～第2項（略）</p> <p>第3項 住宅応急対策計画</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 住宅の応急修理</p> <p>災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については，知事が市町長に実施を指示し，市町長が実施する。ただし，特別な事情により市町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第8節 避難生活及び情報提供活動</p> <p>第1項～第2項（略）</p> <p>第3項 住宅応急対策計画</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 住宅の応急修理</p> <p>災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については，知事が市町長に実施を指示し，市町長が実施する。ただし，特別な事情により市町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。</p> <p><u>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>ア 対象となる者</u></p> <p><u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下，「緊急の修理」という。）の対象となる者は，住家が半壊，半焼（大規模半壊から半</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風－6－12～14】</p> <p>震災応急対策編 【震－6－12～14】</p> <p>第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 住宅の確保及び応急対策計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>(1) 方針</p> <p>災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき住宅の応急修理については，知事の指示を受けて市長が行う。</p> <p>ただし，特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市長の協力を得て知事自らが行う。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>風水害応急対策編 【風－6－12～14】</p> <p>震災応急対策編 【震－6－12～14】</p> <p>第6節 避難生活，情報提供，要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 住宅の確保及び応急対策計画</p> <p>1（略）</p> <p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>(1) 方針</p> <p>災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき住宅の応急修理については，知事の指示を受けて市長が行う。</p> <p>ただし，特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市長の協力を得て知事自らが行う。</p> <p><u>(2) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>ア 対象となる者</u></p> <p><u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）の対象となる世帯は，住家が半壊，半焼（大規模半壊から半壊</u></p>	<p>県施策 21</p> <p>【理由】</p> <p>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定（令和3年）に伴い，対象者，修理範囲等を修正</p> <p>【内容等】</p> <p>従来の基準は「日常生活に必要な最小限度の範囲の修理」として再整理され，新たに「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が設定されたため，追加する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>(新設)</p> <p>(1) 対象となる者 住宅の応急修理</p> <p>の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。</p> <p>(2) 修理の範囲 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定 対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。</p>	<p>壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。</p> <p>イ 修理の範囲 緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分とする。</p> <p>ウ 対象世帯の調査 対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。</p> <p>エ 必要資機材及び従事者の確保 必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。</p> <p>オ 実施期間 緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 対象となる者 日常生活に必要な最小限度の部分の修理(以下、「応急修理」という)の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。</p> <p>イ 修理の範囲 応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。</p> <p>ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定 対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。</p>	<p>(2) 実施内容 対象者</p> <p>(7) _____ _____住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯</p> <p>(イ) 資力に乏しく、自力で住宅の応急処置を行うことができない世帯</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯とする。</p> <p>イ 修理の範囲 緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分とする。</p> <p>ウ 対象世帯の調査 対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、市職員が判断する。</p> <p>エ 必要資機材及び従事者の確保 必要資機材及び従事者の確保については、知事及び協定締結団体の協力を得て、市長が行う。</p> <p>オ 実施期間 緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。</p> <p>(3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 対象となる者</p> <p>(7) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理(以下「応急修理」という)の対象となる世帯は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯</p> <p>(イ) 資力に乏しく、自力で住宅の応急処置を行うことができない世帯</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定 対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ示される危険住宅判定調査・修理対象基準に基づき県と調整する。</p>	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
<p>(4) 必要資機材及び従事者の確保 必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。</p> <p>(5) 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>10 被災宅地危険度判定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 宅地判定実施の事前準備</p> <p>ア 市町長は、<u>広島県土砂災害警戒区域図</u>等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。</p>	<p>エ 必要資機材及び従事者の確保 必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。</p> <p>オ 実施期間 住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>10 被災宅地危険度判定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 宅地判定実施の事前準備</p> <p>ア 市町長は、<u> </u>土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。</p>	<p>(新設)</p> <p>ウ （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 被災宅地危険度判定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 宅地判定実施の事前準備</p> <p>ア 市長は、<u>広島県土砂災害警戒区域図</u>等を参考に、宅地判定実施の可能性の高い地域等を推定し、迅速に宅地判定活動を実施するための環境を整備しておく。</p>	<p>エ 必要資機材及び従事者の確保 <u>必要資機材及び従事者の確保については、知事及び協定締結団体の協力を得て、市長が行う。</u></p> <p>オ （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 被災宅地危険度判定</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 宅地判定実施の事前準備</p> <p>ア 市<u> </u>は、<u> </u>土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性の高い地域等を推定し、迅速に宅地判定活動を実施するための環境を整備しておく。</p>	<p>県修正 22</p> <p>【理由等】 文言修正（指定は都道府県が行うが、一般に都道府県名を付す必要はない。）</p>
<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第12節 ボランティアの受入等に関する計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) ボランティアの受入れ体制</p> <p>災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。</p>	<p>第3章の1 災害応急対策（基本編）</p> <p>第3章の2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第12節 ボランティアの受入等に関する計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 ボランティアの受入れ</p> <p>(1) ボランティアの受入れ体制</p> <p>災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。</p>	<p>風水害応急対策編 【風-10-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-10-1】</p> <p>第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携</p> <p>災害発生時において、広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。</p> <p>市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、<u> </u>社会福祉協議会等が設置する<u> </u>被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象と</p>	<p>風水害応急対策編 【風-10-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-10-1】</p> <p>第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携</p> <p>災害発生時において、広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。</p> <p>市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、<u>市</u>社会福祉協議会等が設置する<u>呉市</u>被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象と</p>	<p>県修正 23</p> <p>【理由】 県計画に、中間支援組織との連携が追記されたことに伴う修正</p> <p>【内容等】 新たに項を設け、中間支援組織との連携について追加する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案（危機管理課作成）	修正理由等
	<p>また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。</p>	<p>することができるものとする。 (新設)</p>	<p>することができるものとする。 4 中間支援組織との連携 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・呉市被災者生活サポートボランティアセンター（くれ災害ボランティアセンター）の活動と連携して被災者支援を効果的に展開する。連携に際しては、情報共有の機会を設ける。 5～7 (略)</p>	
		4～6 (略)		
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1) (略) (2) ガス施設の応急対策 ア (略) イ ガス小売事業 (ア)・(イ) (略) (ウ) 相互援助活動 一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「<u>中国簡易ガス事業防災相互援助要綱</u>」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1) (略) (2) ガス施設の応急対策 ア (略) イ ガス小売事業 (ア)・(イ) (略) (ウ) 相互援助活動 一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「<u>中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領</u>」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画【南-6-10】</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1) (略) (2) ガス施設の応急対策 ア (略) イ ガス小売業 (ア)・(イ) (略) (ウ) 相互援助活動 一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「<u>中国簡易ガス事業防災相互援助要綱</u>」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画【南-6-10】</p> <p>第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～6 (略) 7 電気、ガス、水道、通信、放送関係 (1) (略) (2) ガス施設の応急対策 ア (略) イ ガス小売業 (ア)・(イ) (略) (ウ) 相互援助活動 一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「<u>中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領</u>」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。</p>	<p>県修正 24</p> <p>【理由等】 県計画で、相互援助活動の根拠が修正されたことに伴う修正</p>